



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学会記事
Citation	北大法学論集, 73(1), 215-217
Issue Date	2022-05-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/85637
Type	other
File Information	lawreview_73_1-06_Zappo.pdf



北海道大学法学会記事

○2021年12月16日午後4時30分より

「紛争解決制度としての ADR の選択について—調整型手続を中心に—」

報告者 横 路 俊 一

出席者 43名

一 はじめに

裁判外紛争解決手続（ADR）については、民事紛争解決につき種々のメリットがあるといわれる。もっとも、その利用件数は伸び悩んでおり、その理由及び打開策についてはこれまで種々の事柄が論じられてきた。

今般、仲裁法等の改正が議論されており、そのなかで民間型 ADR において成立した和解合意への執行力付与が検討されている。また、Online Dispute Resolution（ODR）の推進について、法務省において検討が進められている。

そこで、本報告では、ADR の利用向上に関するこれまでの議論等を踏まえ、民間型 ADR の和解合意への執行力付与及び ODR の推進の検討状況を確認し、紛争解決制度としての ADR の選択について、若干の検討を行った（なお、紙幅上、本記事の内容は実際の報告のうち、その一部に関して要約をしたものである）。

二 民間型 ADR の利用向上に関するこれまでの議論及び法改正等への契機

民間型 ADR の利用向上に関しては、広報による周知、簡易・廉価・迅速性の追求（ODR の推進等）及び法制度の整備（民間 ADR の和解合意への執行力の付与等）等の種々の側面において議論がなされてきた。

今般、2018年の国連総会におけるシンガポール調停条約の採択により、国際的な商事調停により成立した和解合意について、執行力を付与するなどの共通の法的枠組みが定められたことを受けて、わが国における法制化が課題となっ

た。その結果、法制審議会に仲裁法制部会が設けられ、仲裁法等の改正において、国際的な ADR に加えて、国内の民間型 ADR における和解合意への執行力付与が検討されることとなった。また、2019年6月の成長戦略フォローアップ(閣議決定)において、紛争の多様化に対応したわが国のビジネス環境整備の一環として ODR が掲げられたことを受けて、法務省に ODR 活性化検討会が設けられ、さらに2020年10月には ODR 推進検討会が設置されて、ODR の推進に関する基本方針のとりまとめが進められることとなった。

三 民間 ADR において成立した和解合意への執行力付与

これまで、民間型 ADR において成立した和解合意への執行力付与については、その要否及び付与のあり方等につき種々の議論・見解が存在していたが、本原稿執筆時点では、法制審議会仲裁法制部会において、「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案のたたき台」に基づく検討がなされ、以下のような規律が検討の対象とされている。

すなわち、まず、法制度のあり方としては、国際性を有する和解合意(国際和解合意・仮称)については、シンガポール条約の締結に向けその国内担保法としての性格をもつ新法を制定し、これに基づき執行力を付与し得ることとするものとされ、また、国内の民間型 ADR については、認証紛争解決手続において成立した和解合意(特定和解・仮称)につき、ADR 法を改正し、これに基づき執行力を付与し得るものとされている。ただし、前者につき、当事者の全部または一部が消費者である民事上の契約または取引に関する紛争、個別労働関係紛争、及び人事に関する紛争その他家庭に関する紛争について、後者につき、消費者と事業者の間の契約に関する紛争、個別労働関係紛争、及び人事に関する紛争その他家庭に関する紛争(ただし、扶養義務にかかるものを除く。)について、適用除外とされている。したがって、わが国の民間型 ADR についていえば、ADR 法に基づく認証紛争解決事業者がその手続において行った和解合意に限って、一定の種類の紛争を除いて執行力が付与され得るとされていることになる。

また、国際和解合意及び特定和解のいずれについても、これらに基づいて民事執行をしようとする場合には、裁判所の執行決定を得なければならないものとされている。

四 ODR の推進

ODR の推進については、ODR 推進検討会において種々の検討がなされ、

2021年12月に「ODRの推進に関する基本方針(案)～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」につき、パブリックコメントに付された。この中においては、短期目標として、民間事業者のODRへの参入支援、国民へのODRの周知等が、また、中期目標として、機能、デザイン等の面で世界最高品質のODRの社会実装等が掲げられ、これらに対する推進策がそれぞれ提示されている。

五 若干の検討等

まず、民間型ADRにおいて成立した和解合意への執行力の付与については、必ずしもこれのみによって利用増に直結するとは限らないが、これを採用しないことの理由が勝ると思われず、民事調停との比較を考えると、制度化すべきであると考えられる。また、ODRの推進は、これと相まってADRの周知が進むことが期待される。もっとも、ADRには種々の事件類型に応じて様々な手続が用意されているのであり、執行力の付与にせよ、ODRの推進にせよ、その事件類型・手続ごとにその有用性や活用方法が検討されなければならないものと考えられる。

なお、本稿の初校段階において、「三」の記載内容につき、法制審議会仲裁法制部会において同箇所記載の内容による要綱案が取りまとめられ、法制審議会において原案どおり採択され、直ちに法務大臣に答申することとされた、との報に接した。